

◎新潟県告示第1182号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、第五種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和4年11月18日

新潟県知事 花 角 英 世

1 漁業権者の名称及び住所

檜枝岐村漁業協同組合（福島県南会津郡檜枝岐村字見通1155－1）

2 漁業権の免許番号

内共第14号

3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下「変更後部分」という。）が存在する場合には当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更部分に対応する変更後部分が存在しない場合には当該変更部分を削り、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には当該変更後部分を加える。

次の表の変更後の欄中の表中太線で囲まれた部分を加える。

変 更 後			変 更 前		
第1条～第6条（略）			第1条～第6条（略）		
(遊漁料の額及び納付方法)			(遊漁料の額及び納付方法)		
第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児及び小学生のときは無料とし、中学生または肢体不自由者のときは、当該額の2分の1に相当する額とする。			第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児及び小学生のときは無料とし、中学生または肢体不自由者のときは、当該額の2分の1に相当する額とする。		
魚種	漁具・漁法	遊漁料(税込)	魚種	漁具・漁法	遊漁料
こい・ふな うぐい・い わな わかさぎ・ やまめ	竿釣	1日 1,050円(組合事務所 又は取扱所)	こい・ふな うぐい・い わな わかさぎ・ やまめ	竿釣	1日 1,050円(組合事務所 又は取扱所)
		1日 1,500円(遊漁現場)			1日 1,500円(遊漁現場)
		1日 4,800円(組合事務所)			1日 4,500円(組合事務所)
2 遊漁料の納付には、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、1日利用による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。			2 遊漁料の納付には、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、1日利用による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。		
(1) 檜枝岐村漁業協同組合事務所			(1) 檜枝岐村漁業協同組合事務所		
(2) 檜枝岐村漁業協同組合遊漁承認証取扱所			(2) 檜枝岐村漁業協同組合遊漁承認証取扱所		
(3) 組合が指定するオンラインシステム（以下「オンラインシステム」という。）					
(遊漁承認証に関する事項)			(遊漁承認証に関する事項)		
第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式1号による、遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。			第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式1号による、遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。		
2 <u>オンラインシステムで交付する遊漁承認証は、前項の規定にかかわらず、別記様式第3号とする。</u>			2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。		
3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。					
4 <u>遊漁承認証は、原則として再発行しないものとする。</u>					
第9条～第11条（略）			第9条～第11条（略）		

別記様式第1号～別記様式第2号 (略)

別記様式第3号 オンラインシステム 遊漁承認証

承認期間	____年 ____月 ____日
セキュリティコード	_____
住所	_____
氏名	_____
遊漁料	_____円
取扱者	檜枝岐村漁業協同組合 ㊤
魚種	いわな、やまめ、うぐい、こい、わかさぎ、ふな
漁具漁法	竿釣
漁業区域	檜枝岐村域内の檜枝岐川及びその支流、只見川、奥只見湖、大鳥ダム及び檜枝岐村域内のこれらに注ぐ河川、支流。但し、尾瀬地区及び禁漁区表示区域を除く。
注意事項	漁場監視員の要求があったときは、本券を提示下さい。

附則

- 1 この規則は新潟県知事の認可の日から施行する。  
(平成26年1月1日)
- 2 この規則は令和5年1月1日から施行する。  
(行政庁の認可日 令和 \_\_\_\_年 \_\_\_\_日 \_\_\_\_日)

- 4 変更後の遊漁規則の施行の日  
新潟県知事の認可の日以降で漁協が定める日

別記様式第1号～別記様式第2号 (略)

附則

- 1 この規則は新潟県知事の認可の日から施行する。  
(平成26年1月1日)